

## 第3節

# 健康としあわせを誇れる 福祉の村づくり

## 第1項 地域で支え合い健やかに生きる

### 1 住民主体の積極的な健診受診と、結果を活かした健康づくりの推進

#### <重点施策>

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

原村の国民健康保険の一人当たりの医療費は長野県の市町村の中でも低い方です。これは各種健診や健康教室による予防対策、医療費特別給付金制度による医療を受けやすい体制の整備、病気の早期発見・早期治療をめざしてきた成果と思われれます。

原村の死亡原因をみると、全国的な傾向と同様に、三大生活習慣病といわれる、がん・脳卒中・心臓病が、全死亡者の約半分を占めています。生活習慣病の予防は、まず自分の健康状態を知ることが重要です。

村民健診の日曜日健診の実施や、夜間、休日の結果報告会の開催、人間ドック費用の7割補助にもかかわらず、健康増進計画アンケートによると、ヘルスクリーニングや村民健診など同様の検査を受けていない人が全体の約4割に達しています。特に20歳代・30歳代の人々が健診を受けず、若年層の健診に対する意識の低さが伺えます。

特に、農業・自営業者のみなさんの受診率が低く、その理由は「村の健診に都合がつかない」が最も多くなっています。

##### < 今後の方向性 >

現行の健診体制を継続実施しながら、健診の重要性を呼びかけ、より多くの人々が健康に関心を持てるよう努力していきます。また受けた健診の結果を健康管理に役立てるためには、各種教室に積極的に参加し、栄養・食生活・運動・休養について学び実践することが必要であり、その内容の充実を図っていきます。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成20年度、村民健診・日曜日健診を廃止し、通年健診できる医療機関健診を開始しました。
- 平成22年度、人間ドック費用の補助金額の見直しをしました。
- ヘルスクリーニングを春秋に実施しています。
- 健診の重要性を呼びかけ、未受診者には受診勧奨を行っています。
- 区毎に保健補導員を中心にウォーキング会を開催するなど、地域で健康づくりの意識啓発を行っています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 健診の受診率向上のために、健診の重要性を呼びかけ、住民のニーズに合った健診体制を実施しながら、より多くの人々が健康に関心を持てるよう努めます。
- 健診結果を健康管理に役立てるために、栄養・食生活・運動・休養等について各種教室を開催し、その内容の充実を図ります。

## 具体的な施策

- ①各種健診・検診の受診率向上
  - ・特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨、未受診者へ個別に受診勧奨を実施します。
- ②健診体制の整備
  - ・住民ニーズを把握し、健診体制の見直しを行います。
- ③精密検査が必要な住民の定期追跡と受診勧奨
  - ・個別に勧奨します。
- ④健康づくりの意識づけ
  - ・健康教室や結果報告会を開催して、継続的な保健指導を行い、健康への意識づけを進めます。

## 施策目標（成果指標）

【項目】健診状況	現 状	目標値
【内容】健診の受診率	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】特定健診の受診率	26.7%	65%

## 2 自らの問題に「気づく」ことのできる栄養・食生活改善

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

正しい食生活は、乳幼児からの習慣づけが大切です。飽食の時代と言われながら、その内容にはかなり偏りがみられます。また、生活が夜型傾向に変化したことから、食事時間が不規則になりがちです。

#### < 今後の方向性 >

乳幼児期から正しい食生活を身につけ習慣化していくため、健康相談を充実させ、保護者の方へ正しい知識を普及することが重要です。また、子どもたちに対する食育に取り組み、「食を選ぶ力」を身につけていくよう活動を充実します。

乱れた食生活は、生活習慣病の発症に大きな影響を与えています。塩分・糖分・あぶらの摂取を減らしたバランスのよい食事内容と、規則正しい食事時間を持てるよう、健康相談・健康教育を充実させ、正しい知識を広めます。

また、食生活改善部会などの地区活動を充実させ、地域の産物をはじめとした身近な食材の手軽な利用法を普及する必要があります。さらに、現代の食生活の特徴として、栄養補助食品の利用者も増えており、栄養補助食品の正しい理解と知識を周知します。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 食生活改善部会が各地区で講習会や調理実習などを行い、食生活の知識を普及しています。
- 健康教室や健康相談・健診結果報告会等で、正しい食事リズムを持つことを推進しています。
- 食生活改善部会で、地域の産物を大切にして料理に取り入れる講習会等の活動を実施しています。
- 健診や健康教育で、食事バランスガイドの普及に努めています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 乳幼児期から正しい食生活を身につけ習慣化していくため、食事バランスガイドなど正しい知識を広めます。
- 子どもたちに対する食育に取り組み、「食を選ぶ力」を身につけていくよう活動を推進します。
- 食生活改善部会などの地区活動を充実させ、地域の産物をはじめとした身近な食材の手軽な利用法の普及を図ります。

### 具体的な施策

- ①乳幼児期からの正しい食生活の知識の普及
  - ・乳幼児期から食育に取り組み、健康教室、健康相談や健診結果報告会等を通じて、塩分・糖分・あぶらの摂取を減らしたバランスのよい食事内容や規則正しい食生活の知識の普及を図ります。
- ②地域の産物を利用した料理の普及
  - ・食生活改善部会の活動に取り入れるなどして、料理の普及を図ります。
- ③食事を家族団らんや仲間とのコミュニケーションの場として提唱
  - ・乳幼児期からの健診や男の料理教室などを通して、楽しい食事を提案します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】正しい食生活の普及  
 【内容】食生活改善部会の地区活動  
 【測定方法】食生活改善部会地区活動参加者数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
348人	400人

## 3 個人の健康状態に応じた運動の推進

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

近年、生活活動量の低下が、生活習慣病発症の原因となっています。定期的な運動は、健康に過ごすために欠かせません。

幼児期は、現代の社会環境が夜型になっているため、おとなの生活スタイルに合わせ就寝時刻が遅くなっています。子どもには子どもの生活リズムが必要なことを知り、就寝時刻を早くし、1日の生活リズムを確保することが大切です。

少年期は、成長期の体力形成、体づくりの大切な時期ですが、体育の授業以外に運動をしていない、通学時は車で送迎を受けるなど歩く機会が減少しています。今後は、忙しい小中学生の身体活動の確保を、考慮する必要があります。

青年期は、就寝時刻が遅く、そのことが朝食を食べることができない原因になるなど、生活リズムを崩しています。就寝時刻を早くし、睡眠時間を多くとることが必要です。また継続的に運動をしている人は少なく、今後は運動習慣を身につけていくことが大切です。

壮年・高齢期は、体を動かすことは好きでも「ズクがない」「多忙」という理由から、運動を取り入れることができません。また農業従事者は、農閑期に活動量が減り、農閑期の運動を行う積極的な働きかけが必要です。

#### < 今後の方向性 >

健康のために運動が必要であることを理解し、楽しく年代に応じた運動が行えるよう、機会を提供するなど環境整備に努めます。特にウォーキングは、幅広い年代で行うことができる運動です。村内に設置した7ヶ所のウォーキングコースを利用して、普及に努めます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 特定保健指導や健康教室で規則正しい生活リズムの大切さと運動の必要性を周知しています。
- 誰でも取り組めるウォーキングを推奨し、ウォーキング大会やウォーキングコースの整備を行っています。
- 自分にあった運動を選択実践できるよう、特定保健指導や健康教室においてさまざまな運動を紹介しています。
- 保健補導員を中心に各地区で、運動を楽しく継続できるよう支援しています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 健康のために運動が必要であることを理解し、楽しく年代に応じた運動が行えるよう、機会を提供するなど環境整備に努めます。
- 幅広い年代で行うことができる運動の一つとしてウォーキングの普及に努めます。

### 具体的な施策

- ①規則正しい生活リズムの大切さと運動の必要性を周知
  - ・保健指導や健康教室において周知します。
- ②さまざまな運動の紹介
  - ・保健指導や健康教室において紹介していくとともに、日常生活の中でこまめに体を動かす習慣づけやウォーキングなどを進め、自分にあった運動を選択実践できるよう支援します。
- ③仲間づくりや場の提供
  - ・保健補導員を中心とした地区活動を通し、運動を楽しく継続できるよう支援します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】運動の機会の提供	現 状	目標値
【内容】ウォーキングの普及	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】ウォーキング大会の参加者数	143人	200人

## 4 こころの健康維持と休養の推進

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

ストレス社会といわれる近年は、人間関係をうまく築くことができず、社会生活を送ることが困難となる「こころの病気」に苦しむ人が増えています。こころの病気に偏見を持ち、発見治療が遅れる場合もあります。

#### < 今後の方向性 >

こころの健康に関する情報提供を行うとともに、気軽に利用できる相談体制づくりを進めます。高齢化が進み、認知症の対応も大きな課題です。早めに治療につなげることができるよう、住民のみなさんがこころの病気を正しく理解し、互いを認め合える地域づくりが大切です。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 広報や講演会の開催により、ストレスと上手につきあう方法を身につける意識の高揚を図っています。
- 地域包括支援センターで、閉じこもりの高齢者の相談支援をしています。
- 保健指導や健康教室で、健康的な睡眠・運動・食習慣の習得による心身の健康維持の意識づけを図っています。
- 心配ごとや悩みごとを相談できる窓口として、精神保健相談会を開催しています。





## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 住民のみなさんがこころの病気を正しく理解し、気軽に利用できる相談体制づくり、互いを認め合える地域づくりを進めます。
- 高齢者の閉じこもりや認知症への取り組みを進めます。

### 具体的な施策

- ①こころの病気を理解しあえる地域づくりの推進
  - ・ストレスとつきあう方法やこころの健康などに関する広報や講演会の開催を行い、こころの健康に対する意識の共有を図ります。
- ②相談窓口の設置
  - ・心配ごとや悩みごとの相談窓口の設置を進め、気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- ③自殺予防の推進
  - ・相談窓口や自殺予防に関する情報提供等の充実を図ります。
- ④心身の健康維持促進
  - ・健康的な睡眠・運動・食習慣の習得により、心身の健康維持促進を図ります。
- ⑤高齢者の閉じこもり予防の推進
  - ・地域包括支援センターにおいて、相談支援します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】こころの病気を理解しあえる地域づくり	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内 容】講演会の開催	56人	100人
【測定方法】講演会の参加者数		

## 5 地域ぐるみで喫煙防止とアルコールについての知識の普及

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

喫煙や飲酒を原因とする健康への影響は、がん・糖尿病・呼吸器などの病気の増加につながり、医療費増大の一因にもなっています。このため、国・県・市町村レベルでの禁煙対策が強化されることとなりました。

増進計画アンケートによると、20歳代から40歳代の若い年代層の喫煙・飲酒をしている人は4割を占め、今後の生活習慣病発症が危惧されます。

#### < 今後の方向性 >

多くの住民が禁煙対策として望んでいる「公共施設の禁煙・分煙対策の実施」と「家庭や学校・地域ぐるみで喫煙・飲酒の健康に及ぼす影響の知識普及」を図ります。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成22年度より、役場等の公共施設が建物内禁煙としました。
- 小中学生対象に飲酒・喫煙について薬剤師会や保健福祉事務所出前講座による講話を開催しています。
- 母親学級や各種健診、学校を通して、健康被害や禁煙アルコール対策の普及啓発に努めています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 喫煙・飲酒の健康に及ぼす影響の知識の普及を図ります。
- 大勢の人が集まる場所の禁煙・分煙対策を推進します。
- 禁煙や断酒希望者を支援します。

### 具体的な施策

- ①未成年者に対する健康被害の教育の推進
  - ・小中学生対象に喫煙・飲酒による健康被害について講演会等を開催し、健康被害の知識の普及を図ります。
- ②健康被害の知識の普及
  - ・母親学級や各種健診・教室などを通し、健康被害の知識の普及を図ります。
- ③家庭や学校・地区組織の連携による禁煙・アルコール対策の推進と環境整備
  - ・学校や地区組織を通して普及啓発に努めます。
- ④禁煙や断酒希望者への支援体制の充実
  - ・適切な医療機関へつなげる等の支援を行います。

### 施策目標（成果指標）

【項目】禁煙・分煙の推進	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】禁煙・分煙に取り組んだ施設数	4	30
【測定方法】「おいしい空気」認定施設数		

## 6 歯の健康の推進

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

歯と歯ぐきの健康は、楽しい食事や普段の会話など、明るく豊かな生活に欠かせないものです。生涯にわたり健康な歯を保持するため、乳幼児期から歯の健康に取り組むことが大切です。

原村の幼児・小学生のむし歯保有率は、郡・県平均に比べ高く、大人を対象としたヘルススクリーニングや村民健診時の歯科保健相談では、8割以上の方に何らかの所見がありました。

#### < 今後の方向性 >

村の健診や歯科相談のあり方について検討するとともに、歯と歯ぐきの健康を維持することが、生活の質の向上につながることを周知し、いきいきとした生活が送れるよう歯の健康に関する情報を提供していきます。

村の健診などで歯科保健教育を行い、自分の歯に関心を向ける機会をつくとともに、歯みがき習慣を身につけ、むし歯の予防・早期発見治療に心がけること、かかりつけ歯科医師をもつことを勧める普及啓発を行うなど、各関係機関と連携して歯科保健対策の充実を図ります。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 村民健診の廃止に伴い、村民健診時の歯科相談はなくなりました。
- 母親学級や各種健診、原っこ保健委員会等を通じ、歯科知識の普及啓発に努めています。
- 2歳児、2歳6ヶ月児の歯科検診やむし歯予防教室を開催しています。
- 有線放送等を利用し、8020運動の知識普及をしています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 歯と歯ぐきの健康を維持することが、生活の質の向上につながることを周知し、いきいきとした生活が送れるよう歯の健康に関する情報を提供します。
- 村の健診などで歯科保健教育を行い、自分の歯に関心を向ける機会をつくとともに、歯みがき習慣を身につけ、むし歯の予防・早期発見治療に心がけること、かかりつけ歯科医師をもつことを勧める普及啓発を図ります。

### 具体的な施策

#### ① 歯科知識の普及啓発

- ・ 母親学級、歯科検診やむし歯予防教室等を通じ、歯の健康について正しく理解し、損失歯の減少を図ります。

#### ② 正しい生活習慣の定着促進

- ・ 保育所・学校と連携した歯科保健教育や、基本健診時の個別歯科相談の充実により、正しい歯みがき習慣の定着を進めます。

#### ③ 8020運動の知識普及と推進

- ・ 有線放送等を利用し、8020運動について広報します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】 歯の健康の維持  
 【内容】 むし歯のないこどもの割合  
 【測定方法】 3歳児のむし歯のない割合

現状  
 (平成21年度)  
 62.7%

目標値  
 (平成27年度)  
 80%



## 7 地域医療の充実

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

村内の医療機関は、一般診療所は国保診療所を含め3ヶ所、歯科診療所が2ヶ所、保険調剤薬局が1ヶ所と、施設設備などは充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。国保診療所は、地域に密着した身近な医療機関として、住民のみなさんの医療ニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、医療機関相互の連携を強化した医療体制の充実を進めます。

地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケアの充実が必要であり、医療だけでなく、保健・福祉・介護の連携のもとに進めなければなりません。その中で、国保診療所は村営の診療所として、住民のみなさんの生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。

#### < 今後の方向性 >

国保診療所がその機能を発揮して、地域医療の拠点となり、保健・医療・福祉・介護の各分野と連携を図るとともに、健康管理体制や在宅ケアの充実を図り、保健・医療・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域医療の体制づくりを進めます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を活かした診療を推進しています。
- 地域包括医療推進協議会のなかで、地域医療・健康づくりを検討しています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 国保診療所がその機能を発揮して、地域医療の拠点となり、保健・医療・福祉・介護の各分野と連携を図ります。
- 健康管理体制や在宅ケアの充実を図り、保健・医療・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域医療の体制づくりを進めます。

### 具体的な施策

- ①診療機関相互の連携による医療体制の充実
  - ・医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療の充実を図ります。
- ②地域医療の推進
  - ・保健・医療・福祉・介護の分野のネットワークの構築を図り地域医療の推進を図ります。

### 施策目標（成果指標）

【項目】 地域医療の体制づくり  
 【内容】 医療機関相互の連携  
 【測定方法】 村内医療機関の連絡協議会の設置

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
未設置	設置

## 第2項 高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進

### 1 住み慣れた地域で生活していくための在宅介護の支援

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

団塊の世代がすべて高齢期に達する平成27年には、わが国においても4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。それに伴い、認知症や一人暮らしの高齢者が益々増加し、本村においても高齢化率は、29.3%になると予測されています。

要介護認定者も年々増加し、現在65歳以上の高齢者の13.1%となっています。地域福祉計画のアンケートによると、7割以上の高齢者が在宅介護を希望している反面、多くの家族はいろいろな条件から施設への入所を希望しています。特に冬期の自然環境が大変厳しいことから、冬期間の施設入所を希望する人が増えているのが現状です。

また、一人暮らし高齢者の支援として、ふれあい訪問による安否確認や配食サービスの提供をするとともに、虚弱高齢者には、緊急事態の対策として「緊急通報システム」を設置し、一人でも安心して暮らせる支援をしています。

##### < 今後の方向性 >

誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送るために、訪問介護、通所介護、短期入所、住宅改良アドバイザーの派遣など積極的に取り組み、在宅介護サービスの充実を図ります。

高齢者や障がい者が自立して暮らすことができる地域をめざし、住民のみなさんがお互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進していきます。そのためには、地域の人々が福祉活動に主体的に参加できるよう、介護知識の普及や啓発とともに、住民のみなさんが福祉について学習しやすい環境づくりを支援していきます。

ボランティア活動は、地域の人々による福祉活動の中核を占めています。ボランティア活動を充実させ、住民が支え合う社会、世代間交流などさまざまな人が係わり、共に生きる社会＝協働社会、福祉の村づくりを住民のみなさんと行政、社会福祉協議会などと連携を図りながら進めていきます。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 介護事業者や民生委員等の連携のもと、在宅介護サービスの利用を支援しています。
- 住宅改良アドバイザーを派遣し、住環境の整備の支援を行っています。
- 災害時支え合いマップの作成を通し、高齢者や認知症の人などを地域で支えるネットワークを推進しています。
- 介護教室・介護予防教室を開催し、介護知識の普及啓発を図っています。





## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送るために、在宅介護サービスの充実を図ります。
- 自立して暮らすことができる地域をめざし、住民のみなさんがお互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進します。
- 地域の人々が福祉活動に主体的に参加できるよう、介護知識の普及や啓発とともに、住民のみなさんが福祉について学習しやすい環境づくりを支援します。
- ボランティア活動を充実させ、住民が支え合う社会、世代間交流などさまざまな人が係わり、共に生きる社会＝協働社会、福祉の村づくりを住民のみなさんと行政、社会福祉協議会などと連携を図りながら進めます。

### 具体的な施策

#### ①在宅介護の支援

- ・介護事業者や民生委員等の連携のもと、介護保険サービスと介護保険対象外の福祉サービスの利用を支援します。
- ・介護者支援事業の充実を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

#### ②住環境の整備の支援

- ・住宅改良アドバイザーを派遣します。

#### ③高齢者や認知症の人を地域で支えるネットワークづくりの推進

- ・認知症キャラバンメイトやサポーターの養成を行い、認知症への理解を図り、認知症になっても安心して暮らせる村づくりを進めます。

#### ④介護知識の普及・啓発

- ・介護教室・介護予防教室を開催し、介護知識の普及啓発を図ります。

### 施策目標（成果指標）

【項目】助け合う地域づくりの推進

【内容】認知症サポーターの養成

【測定方法】認知症サポーターの人数

現状  
(平成21年度)  
19人

目標値  
(平成27年度)  
300人

## 2 健康でいきいきした生活を送るための保健予防・啓発の推進

### <重点施策>

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

高齢者をはじめ、住民のみなさん一人ひとりが要介護状態にならず、健康でいきいきと生活していくことは大切なことです。原村では働くことに生きがいを感じている高齢者が多く、平成12年度国勢調査における就業率も54.1%と長野県1位であります。地域の特性として、生活に「農業」を取り入れ、心にゆとりを持ち、生涯現役で働き続けられる環境が整っているといえます。

一方で、加齢とともに下肢機能が低下し転倒する比率が高く、閉じこもりなどを原因として生活機能が低下する方々が多いのも現状です。要介護状態になる前の予防事業が重要なことから、介護の拠点施設として平成18年4月より、地域包括支援センターが設置されます。

##### < 今後の方向性 >

地域包括支援センターで包括的・継続的に介護予防マネジメントを行い、要介護状態にならないよう、また介護が必要になっても重度化を防げるよう、現在行われている予防教室や運動指導などを引き続き行います。さらに、各地区でも開催できるような取り組みを進めるとともに、自分の健康は自分で守るための一層の指導・啓発を図ります。

65歳以上の医療費の無料化は、高齢者が安心して暮らすため必要であり、可能な限り現行の医療費特別給付金制度として継続し、制度の周知と利用の促進を図ります。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成18年4月に地域包括支援センターを設置しました。
- 特定高齢者・一般高齢者を対象に、介護予防教室を開催しています。
- 地域包括支援センターにおいて総合的に相談に応じ、高齢者の住みよい環境を推進しています。
- 医療費特別給付金制度を継続しています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 要介護状態にならないよう、予防教室や運動指導などを開催するとともに、各種相談に応じます。
- 地域包括支援センターで包括的・継続的に介護予防マネジメントを行います。
- 65歳以上の医療費の無料化は、高齢者が安心して暮らすため必要であり、現行の医療費特別給付金制度として継続し、制度の周知と利用の促進を図ります。

## 具体的な施策

- ①介護予防教室への参加の促進
  - ・高齢者を対象とした介護予防教室を継続的に開催して、介護予防を進めます。
- ②介護保険・老人福祉サービスの情報の提供
  - ・介護保険ガイドブックを配布します。
  - ・高齢者福祉ガイドブックの作成・配布をして情報の提供をします。
- ③高齢者の住みよい環境づくりの推進
  - ・地域福祉センターで高齢者の相談に応じ、各々に適した環境づくりを推進します。
- ④医療費特別給付金制度の継続
  - ・老人医療費特別給付金を継続します。

## 施策目標（成果指標）

【項目】介護予防事業の推進	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内 容】介護予防教室の参加促進	825人	1,240人
【測定方法】各種介護予防教室への延参加者数		

## 3 自らの選択・自己決定で福祉サービスを利用する

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

地域福祉センターを福祉の拠点施設とし、在宅介護支援センターや、生きがい対応型デイサービス、訪問介護などの事業を実施している社会福祉協議会などと連携を図りながら、在宅の介護支援を積極的に推進しています。

多くの高齢者が在宅介護を望んでいる中、家庭環境などにより施設入所を余儀なくされたり、必要なときに必要な量の在宅サービスが受けられないなど、自らの選択、自己決定ができないのが現状です。

原村には特別養護老人ホームアイリスがありますが、入所を希望しても、本村の高齢者が入所できるベッド数は諏訪地域に27しかなく、入所できるまで2～3年を要しています。そのため施設入所希望者は、老人保健施設や療養型施設などを利用しています。

また、在宅でも安心して介護が受けられるよう、福祉サービスの充実を図っています。

さらに、現在、老人保健施設と宅幼老所が村内に建設される予定です。今後これらの施設が、地域に密着した質の高いサービスを提供できる介護施設として、運営されることが期待されています。

#### < 今後の方向性 >

高齢者の意思に基づいた自立した生活を確保するため、自らが受ける保健福祉サービスについて、自己選択・自己決定ができるよう総合的な相談支援体制を充実していきます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成18年に地域包括支援センターの設置に伴い、在宅介護支援センターを廃止しました。
- 平成18年に老人保健施設さくらの、宅幼老所とみさとが開所しました。
- 特別養護老人ホームは、諏訪広域連合介護保険事業計画に基づき整備してきました。
- 高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターにおいて、各分野と連携して総合的に相談に応じています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○高齢者が安心して暮らしていけるよう、総合的な相談支援体制を充実します。

### 具体的な施策

①安心して暮らせるための相談支援

- ・地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーや介護保険事業者等の各分野と連携して、総合的に相談に応じることができるよう体制づくりを進めます。

②施設サービスの支援

- ・事業者からケアハウス・軽費老人ホームの建設の希望が出た場合は、検討します。

③在宅サービスの充実への支援

- ・介護保険事業者や民生委員等の連携のもと、介護保険サービスと介護保険対象外の福祉サービスの利用を支援します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】相談体制の充実	現 状	目標値
【内容】地域包括支援センターの相談体制の充実	（平成21年度）	（平成27年度）
【測定方法】地域包括支援センターへの相談件数	113件	200件

## 4 高齢者の社会参加の支援

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

高齢者が生涯にわたり心豊かに暮らしていくためには、地域社会の中で、自らの経験と知識を活かし、積極的に参加していくことができる社会づくりが重要です。そのためには、高齢者の希望に応じた生涯学習や就労の機会を確保し、社会活動への参加が促進されるよう努めていきます。

次世代の子どもたちとの世代間交流を通じ、高齢者の培ってきた技能や知識を発揮してもらい、ジュニア教室や手づくり教室などを企画し、地域に貢献できるような環境づくりに取り組みます。高齢者の生きがい活動の中心となる団体として、老人クラブは大きな役割を果たしています。

#### < 今後の方向性 >

高齢者が主体的に取り組むボランティア活動や交流会などを積極的に支援し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していきます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 老人クラブへの支援、中央公民館事業「ふれあい学級」の開催等を通じ、高齢者の生きがいづくりに努めています。
- 老人クラブの活動のなかで、環境整備等のボランティア活動への積極的な参加を進めています。
- 高齢者の外出を支援するため、福祉輸送サービス事業を支援しています。
- 災害時支え合いマップの作成を通じ、安心して暮らせる地域ネットワークの構築を推進しています。

### 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 高齢者が主体的に取り組むボランティア活動や交流会などを積極的に支援し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進します。



## 具体的な施策

- ①生きがいでづくりと場所の提供
  - ・公民館活動、老人クラブへの支援を通し、生きがいでづくりに努めます。
- ②就労の支援と機会の確保
  - ・シルバー人材センターへの支援を通し、高齢者の就労の支援をします。
- ③ボランティア活動への参加の促進
  - ・老人クラブの環境整備活動等、高齢者によるボランティア活動を積極的に進めます。
- ④公共交通・移送サービスの充実
  - ・高齢者の交通に関するニーズを把握し、公共交通の充実と高齢者福祉輸送サービス事業への支援を行います。
- ⑤安心して暮らせるネットワークづくりの推進
  - ・災害時支え合いマップの作成を通し、地域ネットワークの構築を推進します。
- ⑥高齢者に対する交通安全の推進
  - ・警察署の協力を得て、交通安全への意識づけを図ります。

## 施策目標（成果指標）

【項目】生きがいでづくりと就労支援  
 【内容】就労支援  
 【測定方法】シルバー人材センター登録者数

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
77人	100人



## 第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

### 1 福祉の充実と社会参加の促進

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

障がい者が抱える問題に対し、地域福祉センターでは、保健師や看護師、栄養士などが相談に応じるほか、来所できない場合は訪問相談も行っています。また、障がい者相談員（身体・知的）や民生児童委員が身近な地域で相談に応じるなど、きめ細やかな相談体制をとっています。近年は、病気や障がいだけでなく生活全般にわたっての相談が多いため、保健所や児童相談所など関係機関と連携して対応しています。

また、乳幼児健康診査や各種検診などを通じて障がいの発生予防と早期発見に努めるとともに、指導等が必要と思われる場合は、関係機関と連携をとりながら個別指導を行っています。乳幼児においては、実態に応じて保育所や通所施設などを紹介するとともに、乳幼児から学齢期への移行段階では障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。さらに、学校教育においては、基本的な生活力や向上心を育て楽しくいきいきと学習できる環境づくりを進めるとともに、障がい児の状態に応じて学級間交流なども行っています。

また、平成17年4月からは老人憩いの家の中に共同作業所を開所し、就労のための訓練をしたり、地域の人たちと交流を深める中で、地域社会の一員として普通の生活を送れるよう支援しています。

##### < 今後の方向性 >

引き続き障がいの発生予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、相談者が安心して相談できる体制や乳幼児期から学齢期における一貫した支援体制などの充実を図り、社会的自立に向けて支援します。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成17年10月に障がい者自立支援法が制定され、平成18年度よりサービスの提供体制の充実に向けた取り組みを推進していくことになりました。
- 諏訪地域障がい者自立支援センター相談員や民生児童委員と協働して、相談体制の充実を図っています。
- 保健師による妊産婦・新生児訪問や健診の相談等により、障がいの早期発見・早期対応に努めています。
- 保育所での障がい児受け入れ、近隣市町と連携した障がい児学童クラブでの受け入れを進めています。
- 地域活動支援センターを開設し、地域の一員として生活を送れるよう就労を支援しています。





## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。
- 療育・保育・学校教育における一貫した支援体制の整備を図ります。
- 就労の促進や社会参加への支援を実施します。

### 具体的な施策

#### ①きめ細やかな相談体制の充実

- ・地域福祉センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員や子ども・家庭相談員、障がい者自立支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。

#### ②障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実

- ・乳幼児健診等により早期発見に努め、関係機関と連携しながら個別指導を行い、保育所の受け入れ条件を整えます。心身障がい児就学指導委員会を通じ適切な就学を推進しいきいきと学習できる環境づくりを進めます。引き続き近隣市町と連携し障がい児学童クラブの受け入れを進めます。

#### ③就労の促進に向けた支援

- ・就労の促進のため、精神障がい者社会復帰施設の運営負担と通園通所に対する補助を行い、地域活動支援センターの支援を行います。社会参加を促進するため外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】障がい者福祉施策の充実

【内容】障がい者福祉施策の充実に対する住民満足度の向上

【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。

現 状  
(平成21年度)  
3.20

目標値  
(平成27年度)  
3.20以上



## 2 日常生活の支援

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

村では、障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業をはじめ、補装具や日常生活用具の給付、在宅介護を補うタイムケア事業、障がい者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給などを行ってきました。また、施設入所者が日常生活を送るために必要な治療や訓練などを受けるための費用を負担するとともに、施設整備を行う事業者への助成なども行ってきました。

一方、これまで障がい児・身体障がい者・知的障がい者と精神障がい者は、それぞれ異なった制度によりサービスを利用してきましたが、平成18年4月からは、同じ制度のもとで在宅サービスや施設サービスを受けられるようになり、さらに障がい者やその家族が希望するサービスを受けられるよう、ケアマネジメント機能も制度化されます。

#### < 今後の方向性 >

障がい者が必要なサービスを円滑に利用できるための体制を整備し、あわせて多様なニーズに対応できるよう在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、安心して暮らせるよう経済的支援も行っていきます。

災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者への対応については、安全に避難できる体制が十分整っていないことから、地区や関係機関等と連携して地区ごとのマニュアルづくりを進めます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 在宅支援サービス・施設福祉サービス・地域生活支援等、日常生活を支える福祉サービスの充実を図っています。
- 医療費負担を軽減するため、医療費特別給付金制度を継続し制度の周知と利用促進を図っています。また、住宅改修に関する相談・支援体制を実施しています。
- 道路等のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設の改修等の整備はユニバーサルデザインに考慮して推進しています。
- 災害時住民支え合いマップ・避難支援プランを作成し、安全の確保を図っています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。
- 健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。

### 具体的な施策

- ①日常生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知
  - ・日常生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、地域生活支援事業を引き続き実施するとともに医療費特別給付金制度の周知に努めます。グループホームの整備の充実・支援を進めます。
- ②健診の受診促進と訪問指導の充実
  - ・障がい者への基本健診、各種健診の受診を促進し、各種健康教室等の開催や訪問指導の充実に努めます。

### 施策目標（成果指標）

【項目】障がい者の日常生活支援の充実

【内容】障がい者の日常生活支援の充実に対する住民満足度の向上

【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。

現状  
(平成21年度)  
3.15

目標値  
(平成27年度)  
3.15以上



### 3 参画できる地域社会の実現 <重点施策>

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

これまで、障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報紙や有線放送などを活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。

今後は、さまざまな機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会などと連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進を図ります。

障がい者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、各種情報を提供して社会参加の機会を増やすよう努めてきました。

さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家を派遣して助言を行い、改修にかかる費用の一部を助成しています。

##### < 今後の方向性 >

障がい者自らがスポーツ・文化活動などを通じて積極的に社会参加できるよう、障がい者やその家族が必要な情報を手軽に取得できる体制を整えるとともに、障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のバリアフリー化を進めます。

また、障がい者を取り巻くさまざまな問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 広報紙や有線放送で啓発・広報活動、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じての福祉教育により、障がい者に対する理解の促進を図っています。
- 冊子「障がい福祉サービス」「障がい者福祉ハンドブック」を全戸配布し、情報提供の充実に努めています。
- 福祉輸送サービス・重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、社会参加を促進しています。
- 生活・環境の整備、障がい防止対策の充実、ボランティア活動への支援により、住みよい福祉の村づくりを推進しています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実に努めます。
- 福祉の村づくりの推進を図ります。

### 具体的な施策

#### ①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発

- ・啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。
- ・各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。

#### ②住みよい福祉の村づくりの推進

- ・地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。
- ・障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。

### 施策目標（成果指標）

【項目】障がい者が参画できる地域社会の実現

【内容】障がい者が参画できる地域社会の実現に対する住民満足度の向上

【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する

現状  
(平成21年度)  
3.12

目標値  
(平成27年度)  
3.12以上



## 第4項 健やかな子育て環境づくりの推進

### 1 親子の健康増進と福祉の充実

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。

原村では、妊娠期及び乳幼児期に健康診査を実施し、疾病の早期発見と発育発達の確認を行うほか、家庭訪問や母乳学級、育児相談などを実施し、発育・発達・育児の方法など多様な相談に応じています。また、村の広報紙や有線放送などを活用し健康や医療に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭の医療費負担を軽減し、安心して医療機関にかかれるよう、満9歳までの児童を対象に医療費の無料化を行っています。

さらに、心身ともにバランスのとれた健やかな子どもを育成するよう、保育所や小中学校と連携し、バランスのとれた給食の推進や食育に関する学習会などを実施し、「食」を通じた健康づくりに取り組んでいます。さらに、さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心とからだの健康づくりに向け、小中学校と教育委員会で子どもや保護者の教育上の悩みについての相談に応ずるとともに、中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の心の相談に応じています。

##### < 今後の方向性 >

本村で安心して子どもを生み育てられるよう、きめ細やかな母子保健事業を通じ、疾病予防と健康増進を進めるとともに、子育てにおいて孤立することのないよう、各種事業を通じ親子の交流や仲間づくりを促進し、あわせて、小学校にもスクールカウンセラーを配置するなど、親と子の心とからだの健康づくりを進めます。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成18年度より医療費特別給付金対象者を中学3年生まで拡大しました。
- 諏訪地区小児夜間急病センターが設置されました。
- 妊婦一般健康診査14回の公費負担や不妊治療費の一部助成等経済的支援と、母親学級の開催による出産に関する知識の普及、及び仲間づくりの場の提供を行っています。
- 新生児訪問、各種健診の実施、母乳学級を実施し、子どもの成長と発達を支援しています。
- 教育相談、心の教室相談員事業、不登校児童・生徒対策事業を実施し、思春期における健やかな心身の育成を図っています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- きめ細やかな母子保健事業の継続と経済的支援を引き続き実施をします。
- 村・保・小・中連携した「食」を通じた健康づくりの推進を行います。
- 思春期の心と体の健康づくりに向けて相談体制の充実を図ります。

### 具体的な施策

- ①きめ細やかな母子保健事業の継続と経済的支援の実施
  - ・妊娠出産から子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病等の早期発見、早期対応に努めます。さまざまな情報提供の充実を図り、妊婦健診の公費負担、不妊治療費の一部補助、医療費特別給付金制度を継続します。
- ②「食」を通じた健康づくりの推進
  - ・村・保・小・中の連携により「食」に関する学習会、調理実習等を開催し家庭・児童・生徒への食の情報提供を実施し、原村食育プログラムを実施します。
- ③思春期の心と体の健康づくりに向けた相談体制の充実
  - ・小中学校に専門カウンセラーを派遣しての「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。
  - ・非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層の取り組みを図ります。

### 施策目標（成果指標）

【項目】親子の健康推進と福祉の充実

【内容】親子の健康推進と福祉の充実に対する住民満足度の向上

【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。

現状  
(平成21年度)  
3.27

目標値  
(平成27年度)  
3.27以上



## 2 子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

原村は、男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。

男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。

保育所では、延長保育や土曜保育、一時保育、障がい児保育などを、幼稚園では時間外保育や教育相談などの子育て支援事業を実施しています。

家庭と社会のつながりの希薄化や、核家族化の進行及び離婚の増加などにより、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されます。さらに、一人当たりの子どもの養育費は増加しており、養育にかかる経済的負担が子どもを育てるうえで大きな障害になっています。子育ての負担感、不安感や養育費の軽減など、子育て家庭への支援が必要となります。

子育て家庭への経済的支援として、満9歳までの児童の医療費の無料化や村単児童手当の支給、保育所・幼稚園通園補助や小中学生の遠距離通学補助などを行っています。

#### < 今後の方向性 >

保護者の保育ニーズに対して柔軟に対応できるよう、保育サービスの拡充に努めます。

少子化の進行に伴い、保育所への入所児童数は緩やかな減少傾向で推移しており、これからも同様の傾向が続くことが予想されるため、保育所の機能や運営のあり方について検討します。また、共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っています。児童館を含め、その方向性を検討します。

ひとり親家庭に対しては、福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、満18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として満18歳までの児童一人当たり年1万円の支給などを行っています。

可能な限り子育て家庭に対する経済的支援を行います。





## 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成19年度に保育料を第2子半額、第3子無料に改正しました。
- 平成19年度から病児保育を開始しました。
- 平成21年度に保育所未満児棟を増築しました。
- 平成22年度より子ども手当の支給が開始されました。

## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 多様な保育ニーズに対応する保育所のサービスの継続と環境整備を図ります。
- 子育て家庭やひとり親家庭への経済支援を継続します。

## 具体的な施策

### ①保育サービスの充実

- ・現在行っている病児保育、延長保育、障がい児保育などの保育サービスを継続し、拡充に努めます。

### ②子育て家庭への経済的支援の継続

- ・子ども等医療費特別給付金や村単児童手当の支給、保育料の減免、保育所・幼稚園の通園や小中学校の遠距離通学補助などを実施します。
- ・ひとり親家庭等児童激励金やひとり親家庭等医療費特別給付金の支給、保育料の減免などを実施します。

## 施策目標（成果指標）

【項目】子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進  
 【内容】子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進に対する住民満足度の向上  
 【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する

現 状  
 (平成21年度)  
 3.12

目標値  
 (平成27年度)  
 3.12以上

### 3 地域における子育て支援 <重点施策>

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

原村においても、少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきたなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されています。

現在、地域福祉センターや保育所、幼稚園などで子どもや子育てに関する相談に応じていますが、窓口が複数となり、住民のみなさんにとって必ずしも利用しやすい状況になっていません。

子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、人との交流を通じて自然に身につく自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちに弱くなっています。

##### < 今後の方向性 >

すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくし、育児不安などの相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流などを総合的に行う「子育て支援センター」を設置します。

地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって自宅で子どもを預ったり、保育所などへの子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による育児の相互援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）や、主に0～3歳の子どもを育てる親が子どもを連れて集い、交流を深められる「つどいの広場」を設置します。

保育所での老人クラブや八ヶ岳中央農業実践大学の学生との「ふれあい保育」をはじめ、小中学校でも交流の機会を設けて実践しています。今後も、より多くの場面で地域の人と交流できるよう促進します。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 保育所では「ふれあい保育」、未就園児との「交流サロン」、幼稚園では「つぼみの会」を実施し、子育て支援を図っています。
- 週3回原村図書館で「子育てサロン」を開催し、親子の交流の場を提供しています。
- こども家庭相談員を常駐化し、子育てに関する悩み相談等に対応しています。
- あひるクラブ、子育て塾等により親の子育て力の向上を図っています。
- 子育てハンドブック等を配布し、子育ての情報を提供しています。
- 平成22年度から、ながの子育て家庭優待パスポート事業を開始しました。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 子育て支援サービスの充実と環境整備に取り組みます。
- 地域住民による子育て支援を促進します。

### 具体的な施策

- ①保育所・幼稚園による子育て支援
  - ・現在実施している、保育所、幼稚園での地域子育て支援事業（ふれあい保育・交流サロン・つぼみの会）や家庭児童相談、子育てサロン事業を継続します。
- ②「子育て支援センター」設置の検討
  - ・すべての家庭にとって身近に利用できる総合的な子育て支援の拠点施設となる「子育て支援センター」の設置を検討します。
- ③住民のみなさんとの協働による子育て支援
  - ・子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。
  - ・会員組織によるファミリーサポートセンター事業を支援します。
  - ・引き続き、ながの子育て家庭優待パスポート事業の拡充に努めます。

### 施策目標（成果指標）

- 【項目】 地域における子育て支援の充実
- 【内容】 地域における子育て支援の充実に対する住民満足度の向上
- 【測定方法】 次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。

現 状  
(平成21年度)  
3.18

目標値  
(平成27年度)  
3.18以上



## 第5項 生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進

### 1 医療保険制度の健全運営 <重点施策>

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

原村における国民健康保険の状況は、平成16年度で加入世帯1,510世帯、加入率59.03%、被保険者数では3,379人、加入率は44.51%となっており、年々被保険者数は増加傾向にあります。併せて医療費も毎年増加傾向にあり、国保財政は厳しい状況にあります。

こうした状況の中、景気低迷による加入者の所得水準の低下などを受け、保険税の収納率にも影響が及んでいます。

##### < 今後の方向性 >

国民健康保険事業の健全運営を図るため、福祉や医療など関係部門と密接な連携のもと、国保ヘルスアップ事業に取り組み、増大する医療費の適正化を図りながら、保険税収納率の向上、制度啓発の推進を重点事項として引き続き取り組みます。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成20年度に高齢者の医療制度が「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に変わりました。
- 平成21年度の国保加入世帯は1,343世帯、加入率47.12%、被保険者数では2,652人、加入率は33.76%
- 平成22年度から国保保健指導事業で運動教室・健康講座・個別栄養指導等を開催しています。
- 国保ヘルスアップ事業で4つの健康教室（延68回）を開催し、意識啓発を図りました。
- 「原村国保だより」を発行しメタボリックシンドローム予防の普及啓発に努めるとともに、健康相談等による病気の早期発見・早期治療の推進や国保加入世帯への医療費通知書送付などを行い、医療費の抑制に取り組みました。
- 週1回の窓口延長や臨戸訪問などを行い保険税収納率の向上を図りましたが、経済情勢の悪化等により徴収率の向上に至りませんでした。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○国民健康保険事業の健全運営を図るため、医療や福祉など関係部門と密接な連携のもと、国保保健指導事業に取り組み、増大する医療費の適正化を図りながら、保険税収納率の向上、制度啓発の推進を重点事項として引き続き取り組みます。

### 具体的な施策

- ①国保保健指導事業への取り組みと医療費適正化の推進
  - ・国保保健指導事業…平成22年度から運動教室・健康講座・個別栄養指導等を開催。気軽にできる運動や生活習慣の改善を図ります。
  - ・医療費適正化…特定健診の普及啓発に努めるとともに、健康相談等による病気の早期発見・早期治療の推進や国保加入世帯への医療費通知書送付などを行い、医療費の抑制に取り組みます。
- ②保険税収納率の向上
  - ・現年度課税分の収納率向上を基本に、週1回の窓口延長や臨戸訪問などを行います。
- ③制度啓発の推進
  - ・広報紙への掲載や印刷物（信濃の地域医療、原村国保だより）の配布、有線放送や民間ケーブルテレビなどを活用して制度の周知を行います。

### 施策目標（成果指標）

【項目】保健事業の推進	現 状	目標値
【内 容】国保保健指導事業の実施	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】運動教室、健康講座、個別栄養指導等の開催	開催なし	開催

## 2 年金制度の推進

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

国民年金は、社会全体での世代間扶養と、国民一人ひとりの老後に向けての自助努力という考え方を組み合わせた、公的年金制度です。

国民年金については、たびたび制度の改正が行われており、平成14年度からは、収納事務が国に移管されたほか、第三号被保険者の届出の変更や保険料の半額免除制度などが実施されました。

しかし、少子・高齢化の急速な進行と、年金受給額の引き下げや国民年金掛金の引き上げに伴い、住民のみなさんの間に制度に対する不信や不安が高まり、年金離れが進みつつあります。

#### < 今後の方向性 >

被保険者の受給権を確保し、未加入者を解消するために、国と連携し、住民のみなさんの年金制度への理解と意識を高めます。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成22年1月1日に社会保険庁が廃止され「日本年金機構」になりました。
- 広報紙で、国民年金制度の意義と役割についての周知を行っています。
- 年金事務所と連絡を取るなど、窓口相談に対応しています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○住民のみなさんの年金制度への理解と意識を高めます。

### 具体的な施策

- ①国民年金制度の意義と役割についての周知
  - ・広報紙で、年金制度の周知等を行います。
- ②国と連携し、対象者への制度加入と納付の促進
  - ・窓口で相談に来られた場合は、年金事務所と連絡を取るなどの対応をとります。
- ③年金相談の充実
  - ・年金事務所と連携を図り、年金相談を開催します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】国民年金制度に対する理解の促進

【内容】年金事務所との連携体制に対する住民の満足度の向上

【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。

現 状  
(平成21年度)  
3.12

目標値  
(平成27年度)  
3.12以上



## 第6項 安心して暮らせる村づくり

### 1 消費生活の安全と向上

#### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

##### < 現状と問題点 >

近年、消費者ニーズの多様化や規制緩和により次々と開発される多種多様の商品やサービスが登場するとともに、情報化の進展による情報の氾濫など、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。

こうした中、クーリング・オフの普及や製造物責任法、消費者契約法など、消費者保護を図るための法整備がなされてきましたが、その一方で、クレジット契約や資格商法によるトラブルが依然として多く、いわゆるおれおれ詐欺や架空請求など、その手口は一層巧妙・悪質化してきています。また、インターネットの普及によるネット通販や電子マネーなどが増加し、これらによる消費者被害も増加しています。

##### < 今後の方向性 >

消費者を取り巻く環境の変化に対応し、消費生活の安全を確保し、真に豊かな生活に結びつけていくために、主体的・合理的に行動できる、自立した消費者を育成します。また、消費者の利益を保護、増進するため、消費生活センターなどの関係機関と緊密に連携を図りながら、迅速で確かな情報収集に努め、住民のみなさんにより早く的確に情報を提供します。

近年、大きな社会問題となっている環境問題については、省資源・リサイクルなど、環境と調和した消費者行動への転換を図るとともに、住民のみなさん一人ひとりが消費者の立場から考え、家庭や職場など身近なところから環境に配慮した消費者行動の実践を図ります。

#### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 消費者の会に補助金（162千円）を出していましたが、会の自立を促し補助金を廃止しました。
- 広報紙や有線放送、啓発チラシ等で、消費生活情報や消費者の会の活動をお知らせしています。
- 消費者組織やリーダーの育成と消費者運動の活性化を図るため、国や県などが開催する講座や研修会への参加者に対して情報を提供しています。
- 県の消費生活センターとの連携を強化し、苦情や相談に対処しています。
- 生活環境展の開催など、消費者意識の啓発を図っています。





## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 安心して暮らせる村として、消費生活に対する住民の意識高揚を図るため情報提供、啓発チラシ等の配布をし有線放送も迅速に行い消費者被害を防ぎます。
- 環境問題等にも取り組み、省資源・リサイクルを推進します。

### 具体的な施策

- ①消費生活情報の提供や啓発用パンフレットの配布
  - ・毎月、各区に回覧依頼、年2回各戸に啓発チラシを配布し住民の意識高揚を図ります。
- ②消費者組織やリーダーの育成と消費者運動の活性化
  - ・県などが開催する講座や研修会の情報を提供します。
- ③県の消費生活センターとの連携による苦情・相談処理体制の確立
  - ・村での対応が困難な場合は、県の消費生活センターと連携を図り対処します。
- ④不用品の再活用の促進
  - ・消費者組織による、リサイクルバザーの広報等をします。

### 施策目標（成果指標）

<p>【項目】消費生活の安全と向上の推進</p> <p>【内容】消費生活の安全と向上の推進に対する住民満足度の向上</p> <p>【測定方法】次期計画策定時に住民アンケート調査を実施し、評価する。</p>	現 状 (平成21年度) 3.16	目標値 (平成27年度) 3.16以上
--	-------------------------	---------------------------

## 2 住民相談の充実 <重点施策>

### 現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

#### < 現状と問題点 >

住民のみなさんが安心して暮らしていくために原村は、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設していますが、生活形態の都市化、多様化に伴い、相談内容も専門的、複雑化していく傾向にあります。

#### < 今後の方向性 >

国、県などの専門機関との連携を強化し、専門的、複雑化する相談に対し、的確な助言や指導ができるよう、住民相談体制の充実を図ります。

### 前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成22年7月より結婚活動推進協議会を発足。新たな出会いの場の創設と相談業務を実施。トレンドィクラブを発足し、サポーターによる相談支援事業を展開しています。
- 弁護士による無料法律相談、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による特設相談所、消費者生活巡回相談所など、専門機関と連携した相談体制の充実を図っています。



## 基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 住民のみなさんが安心して暮らしていくために、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設し、問題を解決します。
- 結婚活動の推進及び支援体制を整備し、結婚希望者が成婚に結び付くよう支援します。

### 具体的な施策

#### ①専門機関と連携した相談体制の充実

- ・弁護士による無料法律相談をはじめ、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談、県消費者センターによる消費生活巡回相談などを開催し、相談体制の充実を図ります。

#### ②利用しやすい相談所の開設

- ・住民が安心して相談に来られるよう会場の確保に努めます。

#### ③結婚活動推進事業の実施

- ・パソコンによる登録と相談をはじめ、他市町村とのイベントや長野県が実施を始めるマッチングシステムに参加します。

### 施策目標（成果指標）

【項目】結婚活動推進事業の実施

【内容】結婚希望登録者の拡大

【測定方法】結婚希望登録者数

現 状  
(平成21年度)

0人

目標値  
(平成27年度)

20人以上



